

新型インフルエンザ等対策推進会議（第21回）

日時：令和8年2月20日（金）10時00分～11時30分

場所：中央合同庁舎8号館8階 講堂

議 事 次 第

1. 開 会

2. 議 事

- (1) 新型インフルエンザ等対策政府行動計画のフォローアップ・ヒアリング（水際対策、物資）
- (2) 令和7年度感染症危機管理対応訓練について（政府訓練）

3. 閉 会

（配付資料）

- | | | |
|---|---------|-----------------------------------|
| 資 | 料 1 - 1 | 水際対策の概要 |
| 資 | 料 1 - 2 | 次の感染症危機に備えた取組の進捗状況について（水際対策） |
| 資 | 料 1 - 3 | 海外渡航者等に対する感染症情報の提供 ～ 外務省の取組 ～ |
| 資 | 料 2 - 1 | 次の感染症危機に備えた取組の進捗状況について（物資）【厚生労働省】 |
| 資 | 料 2 - 2 | 次の感染症危機に備えた取組の進捗状況について（物資）【経済産業省】 |
| 資 | 料 3 | 令和7年度感染症危機管理対応訓練について（政府訓練） |

参 考 資 料 新型インフルエンザ等対策推進会議委員名簿



内閣感染症
危機管理統括庁

水際対策の概要

目次

①	水際対策の概要	P. 2
②	水際対策の措置メニューと関係省庁	P. 3
③	水際対策の体制と統括庁の役割	P. 5
④	統括庁による水際対策訓練	P. 6

① 水際対策の概要 (意義)

水際対策は、海外で新型インフルエンザ等が発生した際に、病原体の国内侵入を完全に防ぐことは困難であることを前提としつつ、国内への病原体の侵入や感染拡大のスピードをできる限り遅らせ、国内の医療提供体制等の確保等の感染症危機への対策に対する準備を行う時間を確保することを目的とする。

具体的には、上記の目的を達成するため、関係省庁が所管する

- ・帰国者等に対する検疫措置の強化

(隔離、停留、宿泊施設や居宅等での待機要請、健康監視、検疫を実施する空港・港の集約化等)

- ・入国制限等

(上陸拒否国・地域の指定及び同国・地域からの外国人の入国の原則停止、入国者総数の上限数の設定、査証制限、船舶や航空機の運航制限の要請等)

等の措置について、統括庁の総合調整により迅速かつ柔軟に実施するもの。

② 水際対策の措置メニューと関係省庁

検疫措置の強化

【検疫】 厚労省

検疫法（昭和26年法律第201号）に基づき、国内に常在しない感染症が国内に侵入することを防止するため、帰国者及び入国者（以下「帰国者等」という。）への質問票の配付等により発生国・地域での滞在の有無や健康状態等を確認するとともに、検査・診察を行い、必要な場合には隔離・停留、宿泊施設・居宅等での待機要請、健康監視、公共交通機関不使用要請などの措置をとる。

【検疫を実施する空港・港の集約化】 厚労省 国交省

検疫措置を適切に行うため、特定検疫港等を定めて集約化を図る。

入国制限等

【入国制限（上陸拒否）】 統括庁 入管庁 外務省 厚労省

出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第5条第1項第1号に基づき、感染症患者^{*}又は新感染症の所見がある外国人の上陸を拒否する。また、上陸拒否対象国・地域を指定し、同国・地域に滞在歴のある外国人について、「日本国の利益又は公安を害するおそれがあると認めるとするに足りる相当の理由がある者」として、同項第14号に基づき上陸を拒否する。

^{*}感染症法に定める1類感染症、2類感染症、新型インフルエンザ等感染症若しくは指定感染症（感染症法の入院勧告・措置が可能なものに限る。）

【査証制限】 外務省

外国人の入国の原則停止等の政府対策本部決定に基づき、必要な査証制限（発給済み査証の効力停止・査証免除措置の停止・査証審査の厳格化等）を行う。

【船舶・航空機の運航制限の要請】 統括庁 入管庁 外務省 厚労省 国交省

入国者総数を制限する観点から、船舶・航空会社に対して、発生国・地域から発航・来航する船舶・航空機の運航の制限を要請する。

【入国者総数の上限数の設定・管理】 統括庁 入管庁 外務省 厚労省 国交省

発生国・地域の感染状況や検疫体制等に応じ、入国者総数の上限数の設定・管理を行う。

② 水際対策の措置メニューと関係省庁

情報提供・注意喚起

【感染症危険情報】 外務省

海外安全情報として、新型インフルエンザ等危険度の高い感染症に関し、渡航・滞在にあたって特に注意が必要と考えられる国・地域について発出する。

【検疫所HP等を通じた情報の発信】 厚労省

検疫所ホームページ「FORTH」において、海外渡航者に対して、海外の感染症の最新の流行状況に係る情報提供及び注意喚起を行っているほか、空港等において、ポスターの掲示やリーフレットを配布して情報提供・注意喚起を行っている。

③ 水際対策の体制と統括庁の役割

水際関係省庁（厚生労働省、出入国在留管理庁、国土交通省、外務省及び統括庁）が協調・連携して、情報の収集・発信・注意喚起、検疫措置の強化、検疫飛行場及び検疫港の集約化、入国制限、入国者総数の上限数の設定、船舶や航空機の運航自粛の要請、査証制限等、それぞれの関係省庁が実施可能な措置を実施する。



※新型コロナ対応時の水際対策総括
 2020.1～ 国家安全保障局（経済班設置準備室）
 2020年末～ 内閣官房副長官補室

上記省庁のほか、水際対策に関係する省庁は以下のとおり。

- 警察庁（検疫実施空港及びその周辺での警戒活動、密入国者の対応等）
- 海上保安庁（検疫実施港及び周辺での警戒活動、密入国者の対応、在外邦人の帰国者対応等）
- デジタル庁（デジタル・システムの構築・維持・管理等）
- 経済産業省（ビジネス往来等のための入国管理等）
- 財務省（税関）（入国時に必要なC I Q※の一つ）
- 消防庁（救急車を活用した搬送）
- 防衛省（在外邦人の帰国者対応）
- 文部科学省（留学邦人の支援等）
- 観光庁（外国人観光客の入国制限の見直し等）

※ C I Q：税関（Customs）、出入国管理（Immigration）、検疫（Quarantine）の頭文字をとって呼ばれるもの

④ 統括庁による水際対策訓練

○ 目的

新型コロナウイルス感染症対応を踏まえた累次の法令改正、政府行動計画や水際対策ガイドラインの改定、統括庁設置と内閣官房副長官補室からの水際対策関連事務の移管などを受け、新たな制度・体制下で感染症有事の初動対応を円滑に行うことができるようにする。

○ 実施内容

水際関係省庁（厚生労働省、出入国在留管理庁、国土交通省、外務省及び統括庁）の参加により、感染症危機の発生を想定したシナリオの下、政府としてとるべき措置を確認するとともに、各措置をとるために必要な手続及び調整事項を確認することにより、現時点での課題を整理し、迅速な対応及び意思決定に資するものとする。（机上訓練）

具体的には、

- ・ 統括庁で作成した初動対応のタイムラインに沿って、初動の節目となる時期における対応の流れ、統括庁と関係省庁の間で発生する検討依頼等を確認する。
- ・ 異なるシナリオに基づく訓練の積み重ねを通じて、感染症の発生地や性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）に応じた有事の初動対応パッケージを作成し、蓄積する。
- ・ 関係省庁の参集の下、水際対策に関し整理が必要な論点について提起し議論する。

○ 実施状況

新型コロナと概ね同様の感染症・シナリオを想定し、初動期～対応期初期の各フェーズにおいて各省庁でとり得る措置や、当該措置をとるために必要な手続及び調整事項等について確認し、課題を共有（机上訓練）。

日時：令和6年12月17日 14：00～15：35

参加者：内閣感染症危機管理統括庁、厚生労働省、出入国在留管理庁、外務省、国土交通省
（オブザーバ：内閣官房、警察庁、デジタル庁、財務省、防衛省）

次の感染症危機に備えた取組の進捗状況について（水際対策）

厚生労働省 健康・生活衛生局
感染症対策部 企画・検疫課

次の感染症危機に備えた水際対策に係る取組の進捗状況について（概要）

新型コロナ対応の課題

- 隔離・停留等に使用する宿泊施設等の不足
- 必要な検査が円滑に確保されるよう、検査体制を抜本的に強化することが必要
- 水際対策は、国内体制を整備するまでの時間を確保するための措置でもあることを踏まえ、対策の実効性を確保することが必要

※ 2022年6月15日 新型コロナウイルス感染症対応に関する有識者会議「新型コロナウイルス感染症へのこれまでの取組を踏まえた次の感染症危機に向けた中長期的な課題について」の内容から記載

政府行動計画の記載（抜粋）

（第5章 水際対策 第1節（2））より抜粋

- 国は、検疫法に基づく隔離、停留や施設待機で用いる医療機関、宿泊施設や搬送機関と協定等を締結するとともに、（略）当該協定等は、毎年適切に内容を確認し、必要に応じ更新する。（1-1③）
- 国は、個人防護具等の備蓄、施設確保及び検査実施能力に係る目標値を定め、定期的にこれらの状況を確認（モニタリング）する。（1-1②）
- 国は、（略）有事に備えた訓練の実施を通じて、平時から医療機関や都道府県等との連携を強化する。（1-3）
- 国は、（略）出国予定者に対し、収集した情報を分かりやすく提供・共有し、注意喚起を行う体制を構築する。（1-2②）

主な取組の進捗状況

（1）新型インフルエンザ等感染症発生時に備えた体制整備の状況について、

- 隔離・停留・待機要請のため、協定等を締結し、有事に対応できる水準として定めた数を満たす医療機関189機関、宿泊施設約2.6万室を確保
- 検疫所において、有事に対応できる水準として定めた数を満たす、1日あたり約1,600件のPCR検査が可能な体制を確保
- 検疫所において、概ね1か月の水際対策に必要な数量の個人防護具を備蓄

（2）水際対策訓練について、

- 各検疫所において有事を想定した検疫感染症措置訓練を実施し、医療機関や都道府県等との連携を強化

（3）海外渡航者への情報提供について、

- 海外渡航者向けウェブサイト「FORTH」による感染症の流行状況及び注意喚起の情報発信等

隔離・停留・待機要請のための協定締結状況等 検疫所における検査能力の確保状況 検疫所における個人防護具の備蓄状況

隔離・停留・待機要請のための協定締結状況等

(令和8年1月1日時点の締結状況)

- 新型コロナウイルス感染症対応の経験を踏まえ、
 - ✓ 隔離・停留のため入院を委託する医療機関 189機関と協定を締結
 - ✓ 停留・待機要請のため、宿泊施設と協定を締結し、客室等を約2.6万室を確保
 - ✓ 各検疫所において患者等の移送能力を超えた場合に備え、民間救急等と協定を締結し、42機関を確保
- し、有事に対応できる体制を構築している。

検疫所における検査能力の確保

(令和8年1月1日時点の検査体制確保状況)

- 検疫所において、検疫措置を適切に行うため、検査体制を集約化した主要5空港(成田・羽田・中部・関空・福岡)において、有事に対応できる水準として定めた数を満たす、1日あたり約1,600件のPCR検査が可能な体制を確保するとともに、流行初期段階の対応として12か所の地方衛生研究所と協定を締結するなどにより、有事に備えた検査体制を確保

検疫所における個人防護具の備蓄状況

- 検疫所において、概ね1か月の水際対策に必要な数量の個人防護具を備蓄

(令和8年1月1日時点の備蓄状況)

サージカルマスク約24万枚、N95マスク約2.8万枚、アイソレーションガウン約2.2万枚、フェイスシールド約2.4万枚、非滅菌手袋約73万枚

水際対策訓練について

毎年度、成田空港検疫所をはじめとする全ての検疫所において、次なる感染症危機に備え、有事を想定した検疫感染症措置訓練を実施することとしており（令和7年度は、令和8年2月1日時点で海港27か所、空港21か所で実施済）、医療機関や都道府県等との連携を強化した。

成田空港検疫所（中東呼吸器症候群（MERS））

- ▶ 令和7年11月27日に、中東呼吸器症候群（MERS）に感染したおそれのある者が搭乗している航空機が成田空港に到着したという想定のもと、機内検疫の実施、疑い患者の対応等の検疫措置から保健所に疑似症患者を引き継ぐまでの現場対応訓練を実施し、各関係機関との連携体制を確認

参加機関：東京出入国在留管理局成田空港支局、東京税関成田税関支署、東京航空局成田空港事務所、千葉県健康福祉部、千葉県衛生研究所、印旛保健所、成田市役所、成田市消防本部、協定締結医療機関、全日本空輸株式会社成田空港支店、日本航空株式会社成田空港支店 ほか



機内検疫での患者への対応

横浜検疫所（鳥インフルエンザ（H5N1））

- ▶ 令和7年12月11日に、鳥インフルエンザ（H5N1）に感染したおそれのある者が乗船している客船が横浜港に入港するとの想定のもと、検疫の実施にかかる関係機関との連携を机上訓練により確認するとともに、横浜市医療局との患者搬送にかかる調整、患者の診察及び船外搬出を会議室で模擬的に実施した。

参加機関：横浜税関、関東運輸局海上安全環境部、横浜市港湾局、横浜市消防局、横浜市医療局、神奈川県健康医療局保健医療部、神奈川県くらし安全防災局防災部 ほか



臨船検疫における患者の搬送

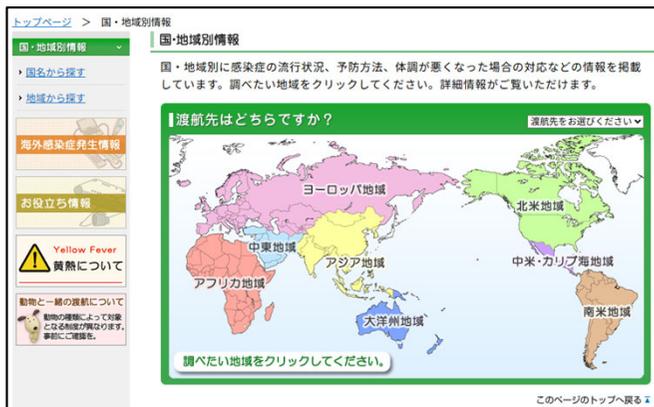
海外渡航者への情報提供について

海外渡航者向けウェブサイト「FORTH」での情報提供

- ▶ 世界各地の感染症情報を収集・分析し、海外渡航者向けにウェブサイト「FORTH」で、渡航地や目的に応じ、検疫感染症の流行状況及び注意喚起を行っている。また、狂犬病等の健康上問題となる感染症に関する注意喚起や、黄熱の予防接種証明書要求国及び渡航者向け予防接種を実施している国内の医療機関の紹介等も行っている。



「FORTH」トップ画面



「FORTH」内の国・地域別の感染症情報ページ

空港等における注意喚起

- ▶ 空港等において、ポスターの掲示やリーフレットを配布し、出入国者に対して、海外での感染症の流行状況や対応などについて情報提供・注意喚起を実施している。
- ▶ 令和7年度においては、ニパウイルス感染症、マールブルグ熱、中東呼吸器症候群（MERS）、チクングニア熱等の発生を受け、JIHS等と連携し、注意喚起を行った。

インドの一部地域において ニパウイルス感染症が発生しました

西ベンガル州において発生が報告されています。

ニパウイルス感染症とは

症状
潜伏期間は通常4日から14日程度で、発熱や筋肉痛などの症状が出始め、重症化すると意識障害などを併発し脳炎を発生することがあります。致死率は40～75%と推定されています。

感染経路

- 感染動物(コウモリやブタなど)との接触
- 感染動物の唾液や尿などで汚染された食物(ナツメヤシの樹液のジュースや果実)の摂取
- 患者の血液や体液との接触

海外では、ほぼ毎年インドやバングラデシュ等で患者が報告されていますが、日本国内での発生は報告されていません。

検査所からのお知らせ

- ✓ オコウモリやブタとの直接的な接触を避けましょう。
- ✓ 生のナツメヤシの樹液や動物が食べた可能性がある果物等の摂取は避けましょう。
- ✓ 感染動物の唾液などで汚染されている可能性があります！
- ✓ 帰国時に体調に異状がある方は検査官にお申し出ください。

その他、海外での感染症流行状況についてはこちら

海外で健康に過ごすために

FORTH

厚生労働省 検査所

エチオピアにおいて マールブルグ病発生中!

エチオピア
南エチオピア州
エチオピア
患者が発生しています。

感染経路
コウモリとの接触や、感染者(遗体含む)の血液や体液等との接触

主な症状
3～10日の潜伏期間の後、突然の高熱、頭痛、筋肉痛、発疹、関節痛などに続き、嘔吐、下痢が現れ、重症化すると中枢神経症状や体のいろいろな部分からの出血を生じ、死に至ることもあります。

現地に渡航された方で気になる症状がある方は、検査官にご相談ください。

この病気に対する確立された治療法やワクチンは、今のところありません。流行地域や動物(特にコウモリ)に近づかないことが重要です。

感染した人の血液や体液、これらに汚染された可能性のあるもの、動物(死体を含む)に触らないでください。

詳しくは

検査所ホームページ FORTH マールブルグ病

厚生労働省 検査所

中東呼吸器症候群 (MERS) が発生しています!

ラクダとの接触に十分ご注意ください!

中東呼吸器症候群(MERS)とは?

ラクダはMERSウイルスを持っていることがあります!

ヒトコブラクダとの接触は感染のリスクがあることから、可能な限り避けましょう。

ラクダの未殺菌乳や生肉はキケンです!

- ・殺菌状況が不明なラクダミルク
- ・ラクダミルクを使ったアイスクリーム
- ・加熱が不十分なラクダ肉

これらは摂取しないようにしましょう。

詳しくは

検査所ホームページ FORTH MERS

厚生労働省 検査所

海外に渡航される方へ

「チクングニア熱」が流行しています!

欧州、中国(広東省仏山市)など複数の国で、チクングニア熱が発生しています。

渡航中は、蚊に注意してください!

蚊に刺されることで感染します

渡航中は、長袖、長ズボンを着用し、定期的に虫除けスプレー等を使用し、蚊に刺されないようにしましょう!

発熱、関節痛、発疹などが主な症状です

渡航中に上記の症状が現れたときは、自己判断で解熱剤を服用したりせず、すぐに医療機関を受診してください。

検査所ホームページ FORTH

https://www.forth.go.jp/index.html

FORTH チクングニア熱

厚生労働省

海外渡航者等に対する感染症情報の提供

～ 外務省の取組 ～

外務省領事局政策課

1. 外務省による感染症情報の提供における役割

情報提供事務の根拠

外務省設置法

第4条（所掌事務）

九 海外における邦人の生命及び身体の保護その他の安全に関すること。

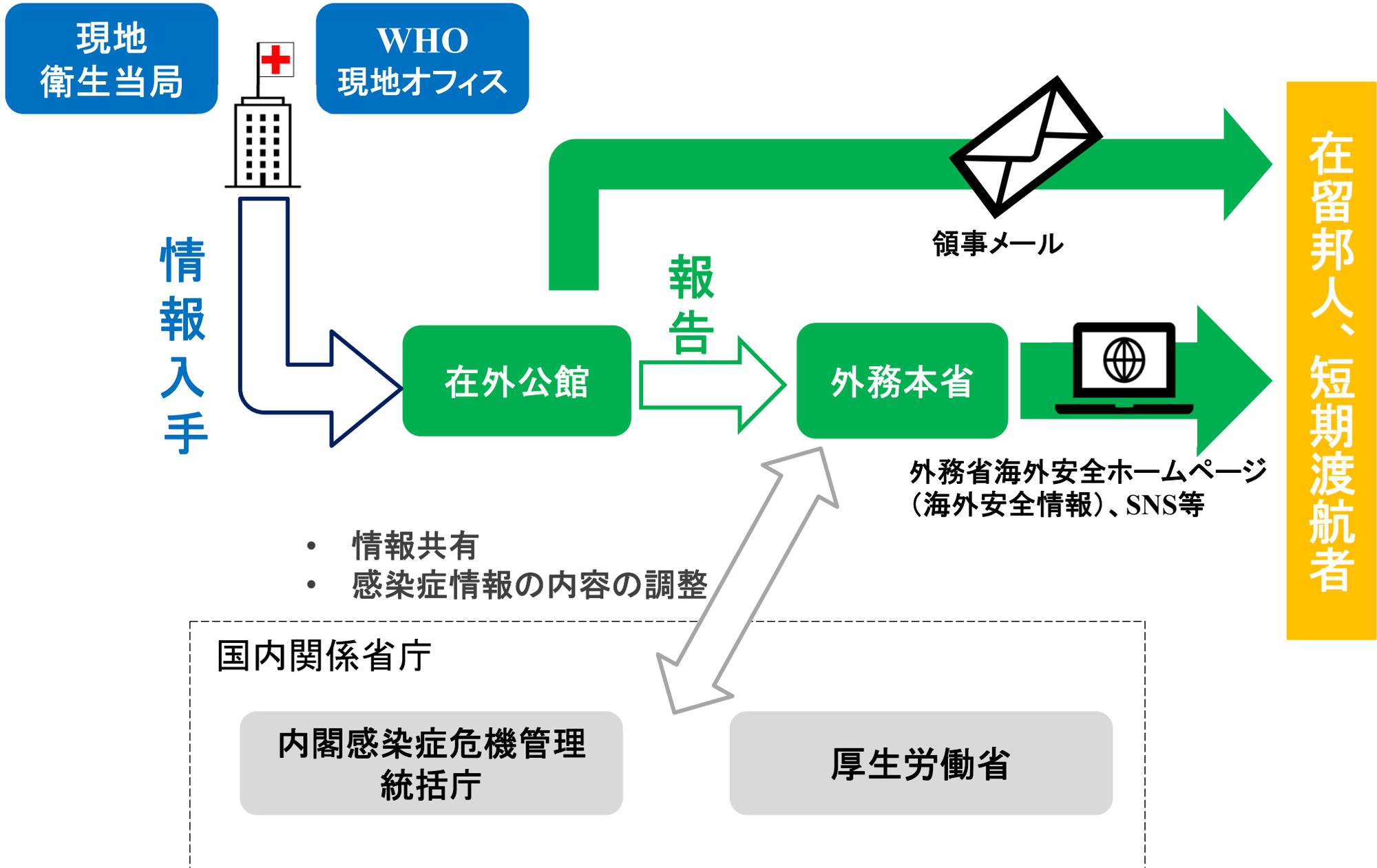
情報提供の背景

国境を越える感染症リスクが増大する中、海外における邦人の安全を確保するために、短期渡航者（約1,300万人）及び在留邦人（約130万人）に対して、正確かつ迅速に情報を提供することがますます重要となっている。

外務省の具体的な役割

- 在外公館との連携による迅速且つ的確な情報収集
- 海外で収集された情報の政府内での共有
- 様々なチャネルを通じた邦人への情報提供と予防啓発

2. 感染症情報の入手から提供までの流れ



3. 外務省の情報提供チャンネル

海外安全ホームページ(海外安全情報)

◆ 感染症危険情報

渡航・滞在にあたって特に注意が必要と考えられる国・地域について発出される海外安全情報。危険情報の4段階のカテゴリーを使用し、世界保健機関(WHO)等国際機関の対応や、発生国・地域の流行状況、主要国の対応等を総合的に勘案して発出。

◆ スポット情報

特定の国や地域において日本人の安全に関わる重要な事案が生じた際、あるいは生じる可能性がある場合に速報的に出される情報。

◆ 広域情報

複数の国や地域にまたがる広い範囲で注意を必要とする事態が生じた際に注意を呼びかける情報。

領事メール

現地大使館・総領事館等から、「たびレジ」登録者及び在留届提出者に対し、緊急情報や注意喚起をメールで配信。

「たびレジ」登録者のうち、LINEでの受信を希望する者には、LINEを通じて配信。

※「たびレジ」

外務省海外旅行登録。3か月未満の渡航者が対象。

外務省ソーシャルメディア

X、Instagram、YouTube、Voicy等での多角的な発信。



(感染症情報提供事例)

感染症危険情報 (エムボックス)

- 2024年8月、コンゴ民主共和国を含めたアフリカの複数国におけるエムボックスの感染拡大が、WHOにより「国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態(PHEIC)」に該当する旨宣言されたことを受け、感染症危険情報レベル1を発出。
- 2025年9月、PHEICの終了宣言を受け、同危険情報を解除。

【感染症危険情報の4つのカテゴリー】

レベル1: 十分注意してください。	特定の感染症に関し、その国・地域への渡航、滞在に当たって危険を避けていただくため特別な注意が必要です。
レベル2: 不要不急の渡航は止めてください。	特定の感染症に関し、その国・地域への不要不急の渡航は止めてください。渡航する場合には特別な注意を払うとともに、十分な安全対策をとってください。
レベル3: 渡航は止めてください。 (渡航中止勧告)	特定の感染症に関し、その国・地域への渡航は、どのような目的であれ止めてください。(場合によっては、現地に滞在している日本人の方々に対して退避の可能性や準備を促すメッセージを含むことがあります。)
レベル4: 退避してください。渡航は止めてください。(退避勧告)	特定の感染症に関し、その国・地域に滞在している方は滞在地から、安全な国・地域へ退避してください。この状況では、どのような目的であれ新たな渡航は止めてください。

https://www.anzen.mofa.go.jp/masters/kansen_risk.html (海外安全ホームページ)

危険情報

本情報は2025年09月10日(日本時間)現在有効です。

エムボックスに関する感染症危険情報(レベル1)の発出

「感染症危険情報」とは? □

更新日 2024年08月15日



危険レベル・ポイント

【危険レベル】

- コンゴ民主共和国、ブルンジ、ケニア、ルワンダ、ウガンダ、コンゴ共和国、中央アフリカ共和国
- レベル1 : 十分注意してください。(新規)

詳細

1 8月14日(現地時間)、世界保健機関(WHO)のテドロス事務局長は、コンゴ民主共和国及びアフリカの複数国におけるエムボックスの感染拡大が「国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態(PHEIC)」に該当する旨を宣言しました。

○8月14日付WHO緊急委員会後のPHEIC宣言に関するプレスリリース(英文)

<https://www.who.int/news/item/14-08-2024-who-director-general-declares-mpox-outbreak-a-public-health-emergency-of-international-concern>

2 同事務局長は、コンゴ民主共和国東部及び近隣諸国において、2022年に始まったエムボックスの世界的な流行の原因となったクレード2よりも重篤な症状を引き起こすとされるクレード1が急速に拡大している他、クレード1bという新しい株が検出されていることは、特に懸念されるものであり、これがPHEICの宣言に至った主な理由の一つであると述べています。

3 WHOによれば、コンゴ民主共和国では10年以上にわたりエムボックスの感染症例が報告されていますが、昨年、その件数が大幅に増加し、さらに今年は既に昨年を超える15,600件以上の感染症例と537人の死者が報告されています。また、同国の周辺国である、ブルンジ、ケニア、ルワンダ、ウガンダ、コンゴ共和国、中央アフリカ共和国においても、クレード1の症例が報告されています。

(感染症情報提供事例)

感染症スポット情報 (マールブルグ病)

- 2025年11月、エチオピアでマールブルグ病が発生。
- 同月14日、在エチオピア大から領事メールを発出するとともに、同月18日、外務省からスポット情報を発出。
- マールブルグ病の特徴、症状、感染予防策等について注意喚起。



感染症広域情報 (チクングニア熱)

- 2025年11月、世界的に感染者数が増加しているチクングニア熱に係る広域情報を発出。
- チクングニア熱の特徴、症状、感染予防策等について注意喚起。



(感染症情報提供事例)

領事メール

- 2025年11月27日、在アンゴラ大から領事メール「アンゴラ国内におけるコレラ感染者の発生について（第36報）」を发出。
- 「たびレジ」登録者及び在留届提出者に送信された領事メール(下)は、海外安全ホームページにも掲載される(右)。

アンゴラ国内におけるコレラ感染者の発生について（第36報）

在アンゴラ日本国大使館 <angola@mailmz.emb-japan.go.jp>
宛先 [redacted]

📌 フラグを設定します: 2025年11月27日木曜日までに開始してください。 2025年11月27日木曜日 が期限です。

- 11月23日、アンゴラ保健省は、コレラの感染状況につき、情報を更新しました。
- ルアンダ州、イコロ・イ・ベンゴ州、ベンゴ州、ベンゲラ州、ウアンガ州、ウイラ州、マランジェ州、クワンザ・ノルテ州、クワンザ・スル州、ザイレ州、クネネ州、カビンダ州、ウイジェ州、クバンゴ州、からコレラ患者 35,163 例（先週から+413 例）、死亡 878 例（先週から+1 例）が報告されたと発表をしました。
- 本件に関連する過去に送信した領事メール又は当館ホームページの領事・治安情報を併せて参照してください。過去1年以内の領事メールは、海外安全ホームページから確認ができます。
<https://www.anzen.mofa.go.jp/od/ryojiMail.html?countryCd=0244>
- 感染者数が減少していることから、本領事メールで感染状況のアナウンスを一旦停止させていただきますが、引き続き感染防止対策にご注意ください。

1. アンゴラ保健省は、11月23日にコレラの感染状況について最新の情報を更新し、1月7日の最初の症例からコレラ患者 35,163 例（先週から+413 例）、死亡 878 例（先週から+1 例）が報告されたと発表をしました。感染が確認されている地域は、ルアンダ州、イコロ・イ・ベンゴ州、ベンゴ州、ベンゲラ州、ウアンガ州、ウイラ州、マランジェ州、クワンザ・ノルテ州、クワンザ・スル州、ザイレ州、クネネ州、カビンダ州、ウイジェ州、クバンゴ州、ルンダ・ノルテ州、ルンダ・スル州、ビエ州、ナミベ州の 18 州です。引き続き、感染が確認されている地域は、注意をお願いします。
2. 保健省は、ルアンダ州保健局を通じてコレラ対策として WHO が推奨する措置（発生地域の消毒、感染者の行動管理、疑わしい症例の検査、次亜塩素酸系漂白剤の使用）を引き続き実施しています。
3. 感染者数が減少していることから、本領事メールで感染状況のアナウンスを一旦停止させていただきますが、引き続き感染防止対策にご注意ください。
4. コレラは、患者や保菌者（症状がない場合）の便中のコレラ菌に汚染された食物や水による経口感染によって感染します。潜伏期間は数時間から 5 日、激しい水様性下痢（米のとぎ汁のような状態）や嘔吐を特徴とし、脱水の補正が行われないと死亡に至る疾患です。症状を認めた場合はすぐに医療機関の受診をお勧めします。
5. 予防策
 - (1) 手洗いやアルコール消毒（特にトイレ後、食事前）、うがいなど通常の感染症予防対策を徹底してください。
 - (2) 生水、氷、生や加熱調理が不十分な魚介類（エビ、カニ、刺身等）、生野菜の摂取を避けてください。
 - (3) 下痢や嘔吐物には近寄ることは避け、触れてしまった場合は、必ず石鹸を使った手洗いやアルコール消毒を実施してください。

※このメールは在留届、たびレジに登録されたメールアドレスに配信されており、

※「たびレジ」簡易登録をされた方で、メールの配信を変更・停止された場合は、以下の URL から停止手続きをお願いします。

<https://www.esairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>

※災害や騒乱等が発生した際、ご家族、ご友人、同僚を守るため、一人でも多くの方に安全対策に関する情報が届くよう、在留届（3か月以上の滞在）の届出、又はたびレジ（3か月未満の滞在）の登録を、お知り合いの方や出張者・旅行者にご案内いただけますようお願いいたします。

【問い合わせ先】

○在アンゴラ日本国大使館
住 所: Torres Loanda, 2F Rua Gamal Abdel Nasser Ingombota, Luanda
電 話: +244-923-167090
FAX: +244-923-167095
当館ホームページ: https://www.angola.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/

万が一、当地出入国に際して検疫が必要となる場合は、当館までご連絡ください。

The screenshot shows the official website of the Japanese Ministry of Foreign Affairs, specifically the 'Overseas Safety Home Page'. The article title is 'アンゴラ国内におけるコレラ感染者の発生について（第36報）' (Cholera cases in Angola - 36th report). The article is dated 2025年11月27日 00:10. The content includes a summary of the situation, a list of affected regions (Africa - Angola), and detailed information about the cholera outbreak, including the number of cases and deaths, and preventive measures. The article is written in Japanese and is part of a series of reports.

次の感染症危機に備えた取組の進捗状況について（物資）

厚生労働省 医政局医薬産業振興・医療情報企画課
老健局高齢者支援課

次の感染症危機に備えた物資に係る取組の進捗状況について（概要）

新型コロナ対応の課題

- 発生初期段階で医療用マスク等の個人防護具（PPE）の不足が顕在化した。
- 政府行動計画等で必要な物資を備蓄等しなければならないとされていたが、具体的品目や数量については計画等に明記されていなかった。
- 市場動向の定期的なモニタリングが行われていなかったため、国が急激な需給のひっ迫を早期に察知できず、また、どこにどの程度の不足が生じているか等も把握できなかった。

※ 2022年6月15日 新型コロナウイルス感染症対応に関する有識者会議「新型コロナウイルス感染症へのこれまでの取組を踏まえた次の感染症危機に向けた中長期的な課題について」の内容から記載

政府行動計画の記載（抜粋）

（第12章 物資 第1節（2））より抜粋

- 国、都道府県、市町村及び指定（地方）公共機関は、（略）新型インフルエンザ等対策の実施に必要な感染症対策物資等を備蓄等するとともに、定期的に備蓄状況等を確認する。（1-2①）
- 協定締結医療機関は、国が定める備蓄品目や備蓄水準を踏まえ、予防計画に基づき個人防護具を計画的に備蓄する。（1-3②）
- 国及び都道府県は、社会福祉施設に対して、可能な限り必要な感染症対策物資等の備蓄に努めるよう呼び掛ける。（1-3⑥）
- 国は、感染症対策物資等の生産、輸入、販売又は貸付けの事業を行う事業者に対し、平時から定期的に、生産等の状況について報告を求めるほか、感染症対策物資等の生産又は輸入の事業を行う事業者に対しては生産能力等の報告も求め、その供給能力を把握する。（1-4）

主な取組の進捗状況

（1）PPE等の生産・輸入体制について、

- 年1回、有事に備え平時より国内の個人防護具の生産・輸入状況を把握。（令和7年の調査は令和8年1月より実施中）
- 令和4年改正感染症法において、緊急時に国から事業者へ生産要請・指示、必要な支援等を行う枠組みを整備。

（2）官公庁・医療機関等の物資備蓄状況について、

- 平時においては年に1回、都道府県、協定締結医療機関における個人防護具の備蓄状況を確認。国・都道府県・協定締結医療機関の備蓄合計が備蓄水準を上回るものであることを確認。（令和6年12月）
- 高齢者施設については、災害時情報共有システムの改修（※）を行い、感染症対策物資等の備蓄状況を平時から報告する機能を追加。（※）改修は令和7年度中に行う予定。

PPE等の生産・輸入体制について（新型コロナ対応の課題と課題を踏まえた対応）

新型コロナ対応の課題

- ▶ 感染初期の医療用マスクなどの個人防護具（PPE）の不足や、オミクロン株の感染拡大時の抗原定性検査キットの不足の例では、**市場動向の定期的なモニタリングが行われていなかった**ため、国が急激な需給のひっ迫を早期に察知できず、また、**どこにどの程度の不足が生じているか等も把握できなかった**。
- ▶ 個人防護具（PPE）、人工呼吸器、パルスオキシメータ等多くの医療機器、資材が特定の国からの輸入に頼る状況であった。

※ 2022年6月15日 新型コロナウイルス感染症対応に関する有識者会議
「新型コロナウイルス感染症へのこれまでの取組を踏まえた次の感染症危機に向けた中長期的な課題について」より

課題を踏まえた対応

- 「個人防護具の国内生産・輸入実態把握調査」を年1回行っており、**有事に備え平時より国内の個人防護具の生産・輸入状況について把握**。（令和7年度調査は令和8年1月より実施中）
- 人工呼吸器、パルスオキシメータ、ワクチン用のシリンジ・注射針、酸素濃縮装置、PCR検査試薬について、製造販売業者に対し需給状況・生産（輸入）計画を把握するため、令和6年10月以降、毎年10月に報告徴収を実施。
- 令和4年改正感染症法において、医薬品、医療機器、個人防護具等の確保のため、**緊急時に国から事業者へ生産要請・指示、必要な支援等を行う枠組みを整備**。
- 抗原検査キットについて、令和6年4月以降、毎週報告徴収を実施し、感染状況や需給状況を勘案した上で、適時に増産要請等に係る事務連絡を発出し製造販売業者に対し安定供給に支障がでないように要請。

調査概要

- マスク等の個人防護具（PPE）を国内に供給する事業者に対し、国内生産及び輸入等について、種類別の数量、国別の輸入量その他必要な情報の調査を実施。（調査対象期間：R6年1月～12月）

調査対象のPPE

- **マスク**
医療用/N95/DS2/一般用/布/ウレタン 等
- **長袖ガウン**
サージカル/アイソレーション
- **全身防護服**
- **目の防護具**
フェイスシールド/ゴーグル
- **使い捨て手袋**
ポリ塩化ビニル/天然ゴム/非天然ゴム 等

調査対象事業者

調査対象客数：1,264事業者
回答数：1,012事業者
(回収率80%)

- ・ 業界団体等会員企業（計9団体）
- ・ 厚生労働省へのPPEの納入実績がある事業者
- ・ 経済産業省の設備整備補助事業の採択事業者 他

調査項目

- 国内生産量
 - 国外生産量（国別）
 - 輸入量（国別）
 - 在庫量
 - 最大国内生産量※
 - 最大国外生産量※
 - 最大輸入量※ 等
- ※ 1ヶ月あたりに生産・輸入が可能な最大数量

令和6年調査のポイント

- 令和6年調査より、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第53条の22に基づく報告徴収として実施。
- 1ヶ月あたりの「最大国内生産量」、「最大国外生産量」、「最大輸入量」を調査項目に新たに追加。

⇒調査結果は有事の際における物資の供給確保の施策の検討等に活用。

個人防護具の国内生産・輸入実態把握調査 結果概要（令和6年調査）

	医療用マスク (JIS T9001規格適合番号： M)	N95 マスク JIS T9002 (タイプ I)、JIS 適合申請していないもの含む	アイソレーションガウン (①不織布/②プラスチック)	フェイスシールド	手袋 (①PVC/②ニトリル)
国内生産量	228,616千枚	15,804千枚	①15千枚 ②25千枚	54,506千枚	①0千枚 ②0千枚
国外生産量	133,320千枚	2,960千枚	①1,821千枚 ②非公表	215千枚	①3,908千枚 ②2,003,443千枚
輸入量	745,947千枚	11,025千枚	①16,477千枚 ②80,393千枚	9,075千枚	①4,465,444千枚 ②4,626,653千枚
在庫量 (R6.12月時点)	163,430千枚	5,423千枚	①11,812千枚 ②22,296千枚	4,861千枚	①814,645千枚 ②1,427,927千枚
最大国内生産量 (1ヶ月あたり)	250,138千枚	3,720千枚	①11,416千枚 ②660千枚	14,366千枚	①0千枚 ②非公表
最大国外生産量 (1ヶ月あたり)	303,385千枚	3,600千枚	①1,142千枚 ②108千枚	405千枚	①1,350千枚 ②227,392千枚
最大輸入量 (1ヶ月あたり)	223,386千枚	3,395千枚	①8,177千枚 ②21,692千枚	5,461千枚	①1,852,966千枚 ②1,955,303千枚
国内生産予定量 (令和7年)	119,400千枚	17,607千枚	①77千枚 ②非公表	53,358千枚	①0千枚 ②非公表
国外生産予定量 (令和7年)	92,825千枚	4,500千枚	①4,409千枚 ②非公表	295千枚	①非公表 ②2,064,317千枚
輸入予定量 (令和7年)	773,650千枚	8,819千枚	①19,333千枚 ②84,618千枚	9,334千枚	①4,170,977千枚 ②4,729,223千枚

※上記の調査結果は主な個人防護具に係る結果を示したものである。この他、DS2マスク、布マスク、ウレタンマスク、サージカルガウン、全身防護服、ゴーグル、天然ゴム製の手袋等についても調査を実施している。

※調査対象客体が調査対象物資を製造又は輸入している事業者を網羅できているかを確認することが困難である点や、調査の回収率が80%であることを留意が必要。

※個社情報の特定を避けるため、回答企業数が1社の数値については非公表としている。

報告徴収 感染症法に基づく感染症対策物資等（医療機器・体外診断用医薬品）の生産等の状況の報告

1. 概要

感染症法の規定に基づき、令和6年度は報告徴収を以下の要領で実施しました

調査名	報告徴収 感染症法に基づく感染症対策物資等の生産等の状況の報告	
調査主目的	新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえ、 感染症まん延時等において、医薬品、医療機器、個人防護具等の物資に対する世界的需要が高まる中においても、これらが確実に確保されるよう 、感染症対策物資等については、緊急時における国から事業者への生産要請・指示や、 平時から生産、輸入等の状況について報告徴収を求める	
調査対象品目と報告徴収頻度	調査対象品目	報告徴収頻度
	① 人工呼吸器	年に1度（2024年10月に実施）
	② 酸素濃縮装置	
	③ パルスオキシメータ	
	④ ワクチン用の注射針	
	⑤ ワクチン用のシリンジ	
	⑥ PCR検査試薬	週に1度（2024年4月～2025年3月）
	⑦ 抗原検査（簡易）キット	
調査対象企業	日本国内で調査対象品目を製造販売業者として取り扱う全企業	
主な調査項目	<ul style="list-style-type: none">・ 製品 基本情報（製造販売業者名、製品名、一般的名称、JANコード等）・ 数量情報 計画（国内生産量、輸入量等）・ 数量情報 実績（国内出荷量、国内生産量、輸入量、在庫量、残受注量等） など	

報告徴収 感染症法に基づく感染症対策物資等（医療機器・体外診断用医薬品）の生産等の状況の報告

2. 報告対象企業

令和6年度の報告徴収は、7品目（計：162社）を対象に実施しました

報告対象の要件

品目	一般的名称	製品規格等	報告対象企業数
人工呼吸器	<ul style="list-style-type: none"> 成人用人工呼吸器 汎用人工呼吸器 新生児・小児用人工呼吸器 可搬型人工呼吸器 	<ul style="list-style-type: none"> 院内で使用可能かつ、重症患者に使用かつ、気管挿管での使用可能なもの 	16社
パルスオキシメータ	<ul style="list-style-type: none"> パルスオキシメータ 	<ul style="list-style-type: none"> 指定なし 	58社
酸素濃縮装置	<ul style="list-style-type: none"> 酸素濃縮装置 	<ul style="list-style-type: none"> 指定なし 	11社
ワクチン用の注射針	<ul style="list-style-type: none"> 単回使用注射用針 単回使用皮下注射用針 	<ul style="list-style-type: none"> 注射針は 25G25mm 又は 27G16mm 	8社
ワクチン用のシリンジ	<ul style="list-style-type: none"> 汎用注射筒 汎用針付注射筒 	<ul style="list-style-type: none"> 注射筒は 1mL 注射筒は 0.25mL を採取可能 ローデッドタイプ 注射針は25G25mm 又は 27G16mm 	11社
PCR検査試薬	<ul style="list-style-type: none"> SARSコロナウイルス核酸キット インフルエンザウイルス核酸キット 	<ul style="list-style-type: none"> 指定なし 	26社
抗原検査（簡易）キット	<ul style="list-style-type: none"> SARSコロナウイルス抗原キット インフルエンザウイルス抗原キット 	<ul style="list-style-type: none"> 指定なし 	28社 ^{*2}

計：162社^{*1}

^{*1} 複数品目の報告対象である企業が存在するため、報告対象企業数には重複あり ^{*2} 2024年10月14日時点の調査対象企業数

報告徴収 感染症法に基づく感染症対策物資等（医療機器・体外診断用医薬品）の生産等の状況の報告

3. 調査結果

令和6年度の報告徴収の調査結果は以下のとおりです

品目	実績*1			月間最大能力*3	
	国内市場規模*2	国内生産数量	輸入数量	月間国内最大生産能力	月間最大輸入能力
人工呼吸器	2,834台（販売） 18,301台（レンタル）	739台	8,280台	335台	1,453台
パルスオキシメータ	420,139台	34,068台	273,049台	10,852台	494,248台
酸素濃縮装置	11,589台（販売） 85,032台（レンタル）	85,254台	10,665台	10,398台	1,808台
ワクチン用の注射針	24,917,700本	964,000本	20,586,000本	4,130,000本	3,667,000本 (7,017,000本*4)
ワクチン用のシリンジ	1,880,600本（針付き） 20,922,950本（針なし）	1,458,000本（針付き） 5,960,100本（針なし）	3,230,000本（針付き） 15,747,400本（針なし）	2,307,200本（針付き） 1,400,000本（針なし）	9,700,000本（針付き） 13,243,600本（針なし）
PCR検査試薬	5,249,884テスト （コロナ単項目及びコンボ） 3,592,244テスト （インフルエンザ単項目）	2,703,365テスト （コロナ単項目及びコンボ） 24,631テスト （インフルエンザ単項目）	2,145,080テスト （コロナ単項目及びコンボ） 0テスト （インフルエンザ単項目）	2,641,740テスト （コロナ単項目及びコンボ） 863,936テスト （インフルエンザ単項目）	1,736,400テスト （コロナ単項目及びコンボ） 1,560,000テスト （インフルエンザ単項目）
*4 抗原検査（簡易）キット	98,649,765キット （コロナ単項目及びコンボ） 17,885,455キット （インフルエンザ単項目）	60,509,381キット （コロナ単項目及びコンボ） 20,779,983キット （インフルエンザ単項目）	22,808,721キット （コロナ単項目及びコンボ） 1,920,250キット （インフルエンザ単項目）	31,603,200キット （コロナ単項目及びコンボ） 879,975キット （インフルエンザ単項目）	34,410,000キット （コロナ単項目及びコンボ） 655,000キット （インフルエンザ単項目）

*1 国内市場規模、国内生産数量、輸入数量の集計対象期間は2023年10月～2024年9月の実績 *4 検査に機械が不要な製品を対象に集計

*2 国内市場規模は出荷数量

*3 国内最大生産数量、最大輸入数量は、2024年10月時点における回答を集計

*4 有事の際に4カ月のLTを経た後に1カ月に輸入可能な数量を考慮した値

感染症対策物資等の確保に係る法的枠組みの整備等

- 令和2年以降、新型コロナの感染拡大に伴い、国内外の需要の増加や海外からの輸入の減少等が生じ、医療現場等で物資の需給がひっ迫。
- このため、国として、医療機関への無償配布や、事業者への増産要請・補助金支援を行ってきたが、需給の改善には一定の期間を要した。
- **緊急時における感染症対策物資の確保についての法的枠組みを整備**するとともに、**平時における物資の備蓄**が可能となるよう、令和4年に感染症法を改正。

改正の内容

有事の供給増加

① 生産・輸入の促進や出荷調整の要請等

感染症対策物資等の供給不足又はそのおそれから、感染症の発生予防・まん延防止が困難となり、国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある場合に、国が事業者と協力して、感染症対策物資等の供給量の拡大・適切な配分を行う規定を設ける。

(1) 生産、輸入の要請・指示

- i 既に当該事業を営んでいる者に対して
 - a. 厚生労働大臣から事業者への要請、b. 事業者から生産・輸入の計画の届出、c. 業所管大臣から当該計画の実施・変更指示
- ii 生産事業を営んでいないが生産が可能と認められる者に対して
厚生労働大臣から当該事業者の営む業所管大臣への当該事業者に対する生産協力の要請、当該所管大臣から当該事業者への協力要請

(2) 出荷調整要請

厚生労働大臣から生産・輸入・販売・貸付けの事業者への要請

(3) 売渡し、貸付け、輸送、保管の指示

厚生労働大臣から生産・輸入・販売・貸付け・輸送・保管の事業者への期限・数量・価格等の条件を含めた指示

※ 厚生労働大臣が対象物資の生産等の業の所管大臣でない場合は、各要請・指示に当たって、当該所管大臣に対して事前に協議を実施



② 担保措置

- (1) 国の要請・指示に従い生産・輸入・売渡し・貸付け・輸送・保管を行う事業者に対する財政上その他必要な措置 (①(1) i・(3)関係)
- (2) 事業者に対する計画の届出・遵守義務 (①(1) i 関係)
- (3) 正当な理由なく指示や計画から逸脱した企業名の公表 (①(1) i・(2)関係)
- (4) ①・②のための報告徴収・立入検査
- (5) (4)に対する虚偽報告・立入検査拒否等に対する罰則

平時からの備え

③ 情報収集

感染症対策物資等の需給状況を把握するため、供給の不足又はそのおそれがなくとも、事業者から生産・輸入・販売・貸付けの状況について報告徴収を行うことができる規定を設ける。

④ 個人防護具の備蓄等

- (1) 国等における備蓄
新型インフルエンザ等対策政府行動計画ガイドラインに備蓄品目・数量を記載。(特措法で対応)
- (2) 協定締結医療機関における備蓄
今回の改正で創設する医療機関との協定制度に医療機関における備蓄を位置づける。

対象物資（感染症対策物資等）

感染症の発生の予防と感染症の患者への医療に必要な下記の物資

医薬品	ワクチン、麻酔薬、PCR検査試薬、抗原検査キットなど
医療機器	酸素濃縮器、パルスオキシメーター、針・シリンジなど
個人防護具	医療用（サージカル）マスク、N95マスク、アイソレーションガウン、フェイスシールド、非滅菌手袋
その他の物資	ワクチンの輸送・保管に必要な場合がある冷凍庫など
上記の生産に必要な不可欠な原材料・部品	マスクの材料である不織布など

新型コロナ対応の課題

- 発生初期段階で医療用マスク等の個人防護具（PPE）の不足が顕在化した。
- 政府行動計画等で定めるところにより新型インフルエンザ等対策の実施に必要な物資を備蓄等しなければならないとされていたが、個人防護具（PPE）等の具体的品目や数量については計画等に明記されていなかった。

※ 2022年6月15日 新型コロナウイルス感染症対応に関する有識者会議
「新型コロナウイルス感染症へのこれまでの取組を踏まえた次の感染症危機に向けた中長期的な課題について」より

課題を踏まえた対応

- 令和6年8月に改訂した政府行動計画ガイドラインにおいて備蓄品目及び備蓄水準を定め、国・都道府県・協定締結医療機関における備蓄を推進。
- 平時においては年に1回、G-misを活用した都道府県、協定締結医療機関における個人防護具の備蓄状況調査を実施。国を含めた備蓄合計が備蓄水準を上回るものであることを確認。（令和6年12月）
- 令和7年6月に、協定を未締結の医療機関においても個人防護具の備蓄に努めていただきたい旨について周知。
- 令和7年12月に、都道府県における備蓄推進に向けて、個人防護具の備蓄のあり方や品質管理等の参考になるよう、備蓄に係る先行事例を周知。
- 高齢者施設については、令和7年度中に、災害時情報共有システムの改修を行い、備蓄状況を平時から報告する機能を追加。BCPの策定と併せ、備蓄品の確保等について、引き続き周知を図る。

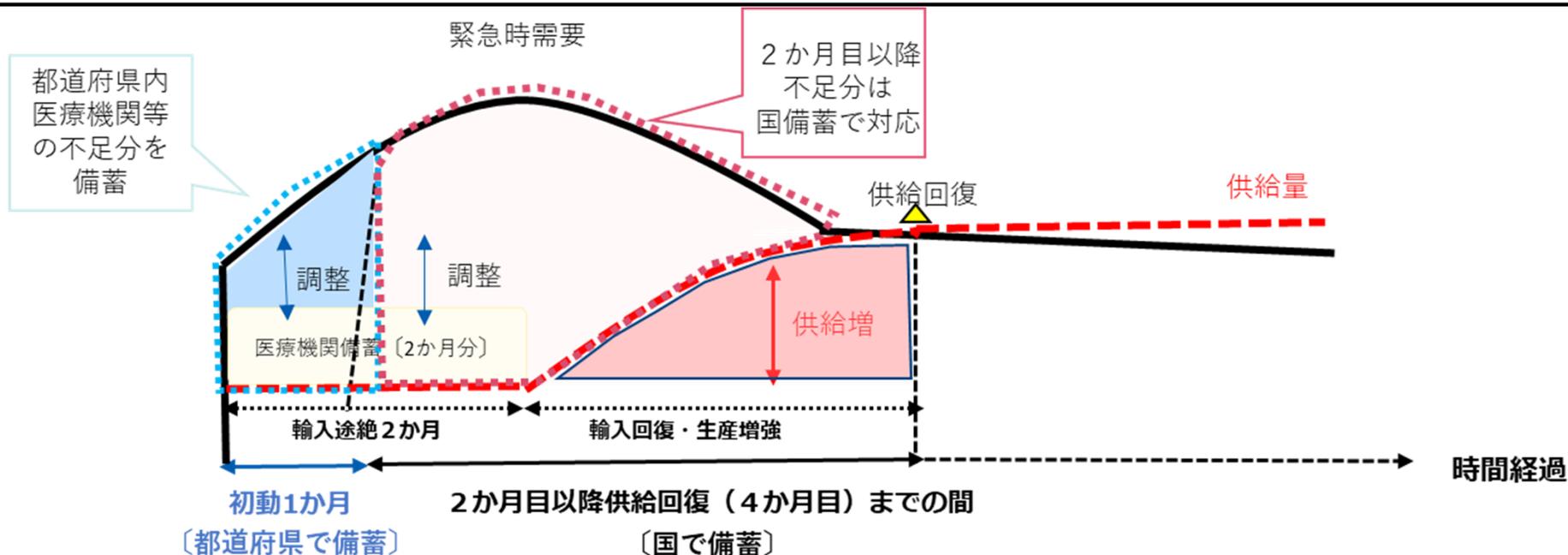
個人防護具の備蓄に係る考え方について

1 備蓄品目及び備蓄水準について

- 個人防護具の備蓄品目については、新型コロナウイルス対応時と同様に、①サージカルマスク、②N95マスク、③アイソレーションガウン、④フェイスシールド、⑤非滅菌手袋の5物資とする。
- 備蓄水準については、新型コロナウイルス感染症対応時の需給実績を踏まえ、**緊急時における全体の需要量**（平時需要+緊急需要）と**供給量**（国内生産+輸入）の**差分である、供給不足分を備蓄で補填できるように設定。**
- **新型コロナ対応では、供給量が4か月目までに需要量を満たすまで回復・増加したことから、4か月間の備蓄を確保する。**

2 備蓄体制の考え方

- **多様な主体による備蓄を確保する観点**から、以下のとおり備蓄を進める。
 - ・医療機関：協定締結医療機関における備蓄の推進（**2か月分を推奨**）
 - ・都道府県：**初動1か月分**の備蓄の確保
 - ・国：**2か月目以降供給回復（4か月目）までの間**の備蓄の確保



国・都道府県・協定締結医療機関の備蓄量集計（2024年12月15日時点）

※国備蓄は2026年1/1時点

○ 国、また国・都道府県・協定締結医療機関の備蓄合計は備蓄水準を上回っている。

※都道府県については令和7年度より5年かけて備蓄を進める予定

※都道府県・協定締結医療機関の令和7年12月時点の備蓄量については集計中

（単位：枚）

	医療用（サージ 加）マスク	N95マスク	アイソレーション ガウン	フェイス シールド	非滅菌手袋
国 備蓄水準	1億7,400万	1,350万	3,090万	1,980万	7億2,900万
都道府県 備蓄水準	1億3,800万	1,070万	2,550万	1,390万	4億9,300万
備蓄水準 合計	3億1,200万	2,420万	5,640万	3,370万	12億2,200万

国 備蓄量 (2026年1/1時点)	410,209,153	18,491,194	60,223,848	37,551,435	1,602,773,507
都道府県 備蓄量 (2024年12/15時点)	19,288,480	4,306,958	4,803,412	3,411,219	98,140,517
協定締結医療機関 備蓄量 (2024年12/15時点)	130,233,069	22,720,858	44,713,114	21,537,321	664,421,648
合計	559,730,702	45,519,010	109,740,374	62,499,975	2,365,335,672
備蓄水準に対する割合	179.4%	188.1%	194.6%	185.5%	193.6%

次の感染症危機に備えた取組の進捗状況について （物資）

2026年2月20日

経済産業省 商務・サービスグループ ヘルスケア産業課 医療・福祉機器産業室

次の感染症危機に備えた取組の進捗状況について（物資）

新型コロナ対応の課題（抜粋） ※1

※1 2022年6月15日 新型コロナウイルス感染症対応に関する有識者会議
「新型コロナウイルス感染症へのこれまでの取組を踏まえた 次の感染症危機に向けた中長期的な課題について」 P.16より抜粋

医療用物資等については、備蓄や安定供給が確保されておらず、需給のひっ迫が起こり、医療機関及び国民が入手しにくい状況があった。

政府行動計画の記載（抜粋） ※2

※2 2024年7月2日 新型インフルエンザ等対策政府行動計画
第12章 物資P.9及びP.192より抜粋

- 医療機関を始めとする関係機関において、感染症対策物資等が十分に確保できるよう、準備期から、需給状況の確認や備蓄の推進を行う。初動期及び対応期においては、準備期に整備した仕組みに基づき円滑な感染症対策物資等の生産要請や指示を実施する等、供給が滞らないよう対策を講ずる。
- 政府行動計画の内、経済産業省では「導入を支援した感染症対策物資等の生産設備について、今後の新型インフルエンザ等の発生時に活用できるよう調整する」こととしている。

主な取組方針 ※3

※3 2025年6月27日 「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」における各分野のフォローアップ概要 @物資より抜粋

感染症対策物資等の生産設備導入を過去支援した補助事業者との情報共有を年1回程度、定期的に行い、導入を支援した生産設備の状況及び今後の感染症の国内発生において活用する上での課題を把握する。これらの課題に応じて、必要な対応を検討する。

次の感染症危機に備えた取組の進捗状況について（物資）

生産設備導入を支援した事例①※1

事業名【予算】	予算額	対象製品	生産能力※2	採択件数
アビガン・人工呼吸器等生産のための設備整備事業【令和2年度補正予算】	87.7億円 (総額)	人工呼吸器・ECMO	約7百台/月	5件
感染症対策関連物資生産設備補助事業【令和2年度補正予算】	22.1億円 (総額)	非接触体温計	40,160台/月	3件
		パルスオキシメーター	5,120台/月	1件
感染症対策関連物資生産設備補助事業【令和2年度補正予備費】	17.4億円	抗原検査キット	565万テスト/月	4件
		PCR検査キット	238万テスト/月	3件
		PCR検査機器	440台/月	1件
合計	127.2億円			17件

※1 経済産業省の支援事例の内、医療・福祉機器産業室所管のものを抜粋。この他にマスクやアルコール消毒薬の生産設備導入を支援。

※2 必要な原材料や人員を確保の上、24時間稼働した場合の理論上の数量。

次の感染症危機に備えた取組の進捗状況について（物資）

生産設備導入を支援した事例②

サプライチェーン対策のための国内投資促進事業費補助金

令和2年度予算額（一次補正、予備費、三次補正）+令和4年度予算額（予備費、二次補正） **5,273億円**

事業の内容	事業イメージ
<p>事業目的・概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 新型コロナウイルス感染拡大に伴い、我が国サプライチェーンの脆弱性が顕在化したことから、国内の生産拠点等の確保を進めます。 ● 具体的には、生産拠点の集中度が高く、サプライチェーンの途絶によるリスクが大きい重要な製品・部素材、または国民が健康な生活を営む上で重要な製品・部素材等について、国内で生産拠点等を整備しようとする場合に、その設備導入等を支援します。 <p>成果目標</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 国内における生産拠点等の整備を進め、製品等の円滑な確保を図ることでサプライチェーンの分断リスクを低減し、我が国製造業等の滞りない稼働、強靱な経済構造の構築を目指します。 <p>条件（対象者、対象行為、補助率等）</p> <div data-bbox="123 1093 705 1220"> </div> <p>補助対象者：大企業、中小企業等 補助上限：100億円（1次公募時は150億円） （中小企業特例事業は5億円） 補助率：原則 大企業1/2以内、中小企業2/3以内 補助対象経費：建物・設備の導入</p>	<p>(1)生産拠点の集中度が高い製品・部素材の供給途絶リスク解消のための生産拠点整備（A類型）</p> <p>(例) 半導体関連、電動車関連等、サプライチェーンの途絶によるリスクが大きい重要な製品の生産拠点を日本国内に確保</p> <div data-bbox="761 766 1366 1021"> </div> <p>(2)国民が健康な生活を営む上で重要な製品・部素材の生産拠点等整備（B類型）</p> <p>(例) 感染症への対応等のために必要不可欠な物資・原材料等に係る国内における生産拠点整備</p> <div data-bbox="806 1197 1232 1356"> </div>

医療関連物資について

交付決定：98者

交付決定金額：872.2億円

事業完了（支払完了）：87者

※医療関連物資・・・消毒用アルコール、不織布マスク、医療用ガウン関連 等

次の感染症危機に備えた取組の進捗状況について（物資）

取組状況

- 2024年度以降、感染症対策物資等※1の生産設備導入を過去支援した補助事業者との情報共有を定期的に行っているところ、当該補助事業者※2から共有を受けた情報は次の通り。

当該感染症対策物資等の生産量・出荷量・受注状況※3

増産に備えた部素材の調達状況

増産に備えた人手確保状況

過去に導入を支援した生産設備導入の稼働状況 等

- 情報共有を通じて、大半の事業者は現在も導入を支援した生産設備を活用しており、需給のひっ迫時には一定の供給増を期待することが出来ることを把握。他方、PCR検査関連をはじめ、一部の事業者では新型コロナウイルス感染症の5類移行を受けた需要減に伴い、導入を支援した生産設備の余剰感が生じていることや生産設備を除却等する動きがあることを確認した。
- 今後も定期的な情報共有を継続し、次の感染症危機に備え、支援した設備の稼働状況を把握する。

※1 感染症対策物資等の内、人工呼吸器・ECMO、パルスオキシメーター、抗原・PCR検査キット等。

※2 2025年度は11社、2024年度は4社に調査（メール及びオンラインヒアリング）を実施。

※3 厚生労働省では個人防護具の国内生産・輸入実態把握調査、感染症法に基づく感染症対策物資等（医療機器・体外診断用医薬品）の生産等の状況の報告徴収を実施。⁴



内閣感染症
危機管理統括庁

令和7年度感染症危機管理対応訓練について （政府訓練）

令和8年2月

「感染症危機管理対応訓練」の概要（経緯・位置付け）

1 これまでの経緯

- 平成25年の新型インフルエンザ等特措法施行以降、毎年、『新型インフルエンザ等対策訓練』として、**総理・全閣僚をメンバーとした「政府対策本部会合(訓練)」**を実施。
(令和2～4年度は、コロナ対応のため実施せず。)
- **内閣感染症危機管理統括庁の発足（令和5年9月1日）**に伴い、コロナ対応の教訓を踏まえ、**令和5年度より『感染症危機管理対応訓練』として「政府対策本部会合」を含む一連の訓練を再開。**

平成25年～『新型インフルエンザ等対策訓練』
(「政府対策本部会合(訓練)」を実施)



令和5年～『感染症危機管理対応訓練』
(拡充した一連の訓練を実施)

2 位置づけ

- **感染症有事における政府の初動対応等**を確認する他、「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」に基づく**平時の備え**に係る点検等にも繋げていく。

(参考) 「新型インフルエンザ等対策政府行動計画 (R6. 7. 2閣議決定)」 (抄)

第3章 第2節 政府行動計画等の実効性確保 (3) 多様な主体の参画による実践的な訓練の実施

「訓練でできないことは、実際もできない」というのは災害に限らず、新型インフルエンザ等への対応にも当てはまる。**訓練の実施により、平時の備えについて不断の点検や改善につなげていくことが極めて重要**である。国及び地方公共団体は、訓練の実施やそれに基づく点検や改善が関係機関で継続的に取り組まれるよう、働き掛けを行う。

令和7年度「感染症危機管理対応訓練」の概要

- **新型インフルエンザが海外で発生した場合の政府の初動対応等**を確認するため、総理・全閣僚をメンバーとした「**政府対策本部会合(訓練)**」を筆頭に一連の訓練を実施した。
- 地方公共団体との相互連携の観点では、昨年度と同様に「**大臣と知事等との緊急連絡会議(訓練)**」を実施した。
- **大阪府とはシナリオを連携して訓練**を実施（自治体へ迅速な情報共有→政府対策本部→緊急連絡会議→府対策本部）。

令和7年度 感染症危機管理対応訓練の全体構成

<海外発生時の政府の初動対応訓練（主要な訓練）>

関係省庁対策会議(訓練) 【局長級・対面形式】

※非公開

(11/14)



政府対策本部会合(訓練) 【閣僚級・対面形式】

※一部公開

(11/18)



大臣と知事等の緊急連絡会議(訓練) 【オンライン形式】

※全公開

(11/18)



<その他の訓練（事務方訓練）>

- 関係府省庁や地方自治体等と海外発生事例覚知に伴う「**情報連携訓練**」を行い、情報覚知後の迅速な連携体制を確認。
- 大阪府は政府とシナリオ連携した訓練を実施

統括庁が公表しているタイムライン

新型コロナウイルスの国内発生時等のタイムライン(スケジュール例) (海外で疑い事例が発生した後、空港検疫で国内初となる疑い事案を発見したケース)								令和7年4月11日
時間	内閣感染症危機管理統括庁 (以下「統括庁」とする)	厚生労働省・関係省庁 ※特に担当省庁の記載がないものは 厚生労働省(以下「厚労省」とする)	国立健康危機管理研究機構 (IHHS)	検疫所(空港)	都道府県 (保健所に関するものは保健所設置 市区でも実施)	保健所	地方衛生研究所等 (以下「地衛研等」とする)	受入先医療機関
平時の準備	<ul style="list-style-type: none"> 緊急連絡名簿(官邸、関係省庁、省内対策本部員、都道府県)の整備 	<ul style="list-style-type: none"> 緊急連絡名簿(厚労省、所管検疫所、保健所)の整備 感染症対策物資等の備蓄状況の確認 受入先医療機関と都道府県との協定締結状況の確認 都道府県等の医療提供体制立上げ等に向けた準備等を支援要請 都道府県等の検査等措置協定に基づく検査体制の立上げ等に向けた準備等を支援 患者の公表基準の事前共有・運用準備 感染症サーベイランスの実施体制の構築 	<ul style="list-style-type: none"> 海外症例に関する情報収集、リスク評価 感染症サーベイランスの実施体制の構築 	<ul style="list-style-type: none"> 医療機関との協定の締結 搬送機関との協定の締結 宿泊施設との協定の締結 	<ul style="list-style-type: none"> 緊急連絡名簿(厚労省、所在検疫所、保健所、市区町村、医師会、医療機関等)の整備 感染症対策物資等の備蓄 医療提供体制立上げの準備(医療機関、民間検査機関等との協定の締結) 備蓄試薬の確認 感染症サーベイランスの実施体制の構築 	<ul style="list-style-type: none"> 医療機関への患者の移送方法の検討 検体の移送方法の確認 	<ul style="list-style-type: none"> 検査機器の整備・メンテナンス 検体の移送方法の確認 備蓄試薬の確認 感染症サーベイランスの実施体制の構築 	<ul style="list-style-type: none"> 患者受け入れに向けた準備(協定の締結) 感染対策の向上
関係機関等との連携体制の構築、実地的な訓練の実施、専門人材等の育成等								
T1(海外における疑い事例の報告:WHOのヒートマップ感染の可能性を示唆するリスク評価の引上げを告知)								
T1 ~ 12hr	厚労省から第1報受理 官邸へ一報 厚労省、外務省から情報収集を開始	【WHOのヒートマップ感染の可能性を示唆するリスク評価の引上げを告知】 統括庁へ一報 海外機関(在外公館等を含む)からの積極的な疫学情報収集、情報の分析(暫定的症例定義の設定)・初期リスク評価の開始 国内サーベイランスの体制強化・サーベイランス届出基準等に関する情報の整理や疑い例探知時の積極的疫学調査実施要領作成の開始 発生源・WHO等との間で検体入手の調整	海外機関からの積極的な疫学情報収集、情報の分析(暫定的症例定義の設定)・初期リスク評価の開始 国内サーベイランスの体制強化・サーベイランス届出基準等に関する情報の整理や疑い例探知時の積極的疫学調査実施要領作成の開始 発生源へ検体提供を依頼 検査方法、既存治療薬・ワクチンの有効性等の検討開始					FF100: First Few Hundred Studiesの略。国内の最初の数百例程度の症例について、全国の基幹機関等から統一様式(症例票等)によって迅速に収集し、疫学・臨床情報や検体の解析による病原体の性状等に関する知見を得て、隔離・待機期間や診療方法等の決定に役立てる戦略。
	官邸へ状況報告 関係省庁対策会議の実施準備 関係省庁への連絡	水際対策に係る情報収集(出入国管理庁、外務省、国土交通省等)収集した情報を統括庁へ共有	疫学情報分析の継続、初期リスク評価情報の更新と国への伝達	ポスター掲示により帰国者等への注意喚起				
12hr ~ 24hr	関係省庁対策会議の実施(各省対応を確認) 都道府県への情報提供	感染症危険情報の発出(外務省) FF100に基づき情報収集する項目の調整	FF100に基づき情報収集する項目の調整		情報提供受け			FF100に基づき患者が入院した場合にIHHSに情報提供する項目案の確認
	事務ブリーフィング(厚労省・IHHS) 国民に対する情報発信 ※以後随時	事務ブリーフィング(統括庁・IHHS) 国民に対する情報発信 ※以後随時	可及的速やかにゲノム情報※1・検体入手※2に着手 ※1発生源の分析結果公表による ※2入手時期については個別事案によるが、入手のための国際的枠組みはあり					
24hr ~ 48hr	水際対策強化に向けた準備着手	水際対策強化のための検査機器確保等を検疫所に要請、備蓄再確認	(ゲノム情報入手次第) ゲノム情報を用いた検査方法の開発 (検体入手し次第) 検体を用いた検査試薬・検査方法の確認 検査試薬・検査方法の有力候補の検討 検査マニュアル(初版)の検討開始	水際対策強化のための人員、検査機器確保等の準備 発生源からの到着便及び発生源滞在者に対する検疫の強化(ポスター掲示、健康カード、質問票)	医療提供体制立上げの準備 (相談センター、感染症指定医療機関及び協定締結医療機関)	保健所・地衛研等の感染症有事体制への移行準備(人員確保の準備、物資・資機材調達等の準備、各業務の体制構築手順の確認等)に着手	感染症有事体制への移行準備(人員確保や受療の準備、物資・資機材調達の準備、各業務の体制構築手順の確認、感染症の情報収集等)に着手	感染症指定医療機関による患者の受入体制の準備
	引き続き情報収集	引き続き情報収集 検査体制確保のための人員体制等に						感染症指定医療機関による患者の受入体制の確保

R7.4に策定したタイムラインのリンクです。

HP: [初動対処 | 内閣感染症危機管理統括庁ホームページ](#)

タイムライン: [リンクこちら](#)

リンク先を押せない場合は、統括庁HP内の初動対処からご確認ください

令和7年度「感染症危機管理対応訓練」で想定する場面イメージ ～新型インフルエンザ海外発生時の対応～

疑い事例発生
WHOの
リスク評価
引き上げ

WHOが海外の
新型インフルエンザを
PHEIC(*)と判断

政府の危機管理・意思決定体制の確立
初期対処方針の決定

引き続き、
国内発生に
備えた準備

≪7日前≫

PHEIC後、可及的速やかに対応を進める

政府



- ✓ 厚労大臣が新型インフル発生を公表、総理に報告
- ✓ 推進会議で基本的対処方針について意見聴取
- ✓ 政府対策本部を設置

報告・出席

ゲノム情報・
検体入手後、
検査方法等
検討開始

JIHSHI

リスク評価

全地衛研等への検査試薬緊急配布の準備等



(※ JIHS・地衛研等で状況確認の机上訓練を実施)

情報連携
(伝達訓練実施)

地方自治体



都道府県内の
状況確認等

※政府の本部設置を受け

都道府県対策本部
会合訓練(設置)



出席・
連携確認

※ PHEIC…国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態 (Public Health Emergency of International Concern)

新型インフルエンザ等対策推進会議 委員名簿

- ◎ 五十嵐 隆 国立成育医療研究センター理事長
- 稲継 裕昭 早稲田大学政治経済学術院教授
- 大曲 貴夫 国立健康危機管理研究機構国立国際医療センター副院長（感染、危機管理、災害、救急担当）、国際感染症センター長
- 河岡 義裕 国立健康危機管理研究機構国立国際医療研究所国際ウイルス感染症研究センター長
- 幸本 智彦 東京大学国際高等研究所新世代感染症センター機構長
東京大学医科学研究所ウイルス感染部門特任教授
- 齋藤 智也 日本商工会議所社会保障専門委員会委員
- 佐久間 美奈子 国立健康危機管理研究機構国立感染症研究所感染症危機管理研究センター長
- 菅本 洋一 一般社団法人日本経済団体連合会危機管理・社会基盤強化委員会企画部会長
- 滝澤 美帆 公益社団法人日本医師会常任理事
- 富高 裕子 学習院大学経済学部経済学科教授
- 奈良 由美子 日本労働組合総連合会副事務局長
- 平井 伸治 放送大学教養学部教授
- 藤田 尚子 鳥取県知事
- 前葉 泰幸 藤田法律事務所弁護士
- 安村 誠司 津市長
- 安村 誠司 福島県立医科大学放射線医学県民健康管理センター長、医科大学教授

◎：議長 ○：議長代理

（五十音順・敬称略）

令和7年11月25日現在